

たなか事務所だより

2015年
10月号

マイナンバー

来年からのマイナンバー制度のために準備が始まりました。

まずは、10月から住民票に記載されている住所あてに、市町村から簡易書留によりマイナンバーの通知がされます。

マイナンバー制度によって、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを紐づけて効率的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り(情報連携)することができるようになりますと言われています。

マイナンバーによって、社会保障・税に係る行政手続きにおける添付書類の削減やマイナポータルのお知らせサービス等による国民の利便性の向上に加え、行政を効率化して人員や財源を国民サービスに振り向けられること、所得のより正確な捕捉によりきめ細やかな新しい社会保障制度が設計できる等の利点があります。

ただ、番号に個人情報が紐付されることで、個人情報漏えいの心配や番号の管理の不安なども言われています。

そして、心配や不安につきものなのが、悪質商法です。

既にマイナンバー制度の運用に合わせて、「行政機関を名乗り、口座番号を取得しようとする電話」「行政機関の職員を名乗り、資産などの情報を聞き出そうとする訪問者」「マイナンバーの管理をうたう業者からの不審な電話」などの事案が発生しているようです。

制度を正しく理解して、不明な点は信頼できる所に問い合わせることをお勧めします。



(司法書士 小司隆信)



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

